「PCB適正処理推進月間」について

1 目的

ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「PCB廃棄物」という。)について、首都圏1都3県12市で構成する「東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会」において、本年9月を「PCB適正処理推進月間」と位置づけ、各種啓発活動により、PCB廃棄物の適正処理に向けた取組を行います。

2 推進月間

令和2年9月1日から30日まで

3 実施内容

- (1) チラシ、インターネットを利用した啓発
- (2) 事業者へのPCB廃棄物等の掘り起こし調査の実施
- (3) PCB廃棄物の保管事業者等への保管状況の確認、期限内処理の指導等

4 実施機関

東京PCB廃棄物処理事業に係る首都圏広域協議会

(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、八王子市、さいたま市、川越市、越谷市、 川口市、千葉市、 船橋市、横浜市、川崎市、横須賀市、<u>相模原市</u>、柏市の首都圏 1 都 3 県12市)

【PCB廃棄物とは】

ポリ塩化ビフェニル (PCB) は、電気機器の絶縁油等として広く使用されておりましたが、その毒性が社会問題化し、現在製造が禁止されています。

PCB廃棄物のうち、高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全 事業株式会社(JESCO)の全国5か所の処理施設で処理されており、処理 施設ごとに定められた期限までに処理を完了する必要があります。

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の首都圏1都3県内の高濃度PCB廃棄物等のうち、「変圧器・コンデンサー等」については令和4年3月31日までに、「安定器及び汚染物等」については令和5年3月31日までに、JESCOへ処分委託することが義務付けられており、期限が迫っております。

【問い合わせ先】

廃棄物指導課

電話:042-769-8335 (直通)